

伊東市水道施設維持管理業務委託要求水準書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 伊東市水道施設維持管理業務委託要求水準書（以下「水準書」という。）は、伊東市水道施設維持管理業務（以下「本業務」という。）を実施する上で、満たすべき業務の水準を定めるものである。

(適用)

第2条 受託者は本業務の契約期間において、本要求水準を遵守しなければならない。

2 受託者は、安全・安定した水の供給及び業務の効率化を図るため、本水準書に定める事項を満たす中で自由に提案を行い、その内容を委託者と協議を行ったうえで本業務の履行に反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、伊東市水道施設維持管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）、本要求水準書、伊東市水道施設維持管理業務委託性能仕様書（以下「仕様書」という。）、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類の適切な運転、維持管理を行うことにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。

2 本業務は包括的民間委託であるため、受託者は業務従事に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えるものとする。

3 本業務は長期に亘り継続されるものであることから、受託者はその持つ技術力を活かし、様々な取組みや工夫を行って、業務の効率化、高度化及び環境に配慮した省エネルギー化を図るものとする。

4 受託者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うものとする。

(業務の一部再委託)

第4条 本業務の実施にあたり、受託者は、書面により委託者の承認を得た場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、業務の実施にあたり、工程管理、業務実施確認等その業務が完了するまで受託者が責任をもって監督するものとする。

2 委託者は、再委託をすることにより、業務の確実な履行が見込めないと判断したときには承認をしないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(貸与品)

第5条 委託者は、業務に必要な関係書類、工具、試験機器等を受託者に貸与するものとし、受託者は、貸与品等について台帳の作成及び善良な管理を行い、委託者へ報告しなければならない。また、貸与品については、委託者の許可なく外部へ持ち出しをしてはならない。

2 受託者は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許可を得て使用することができる。

(盗難、火災等の防止)

第6条 受託者は、委託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

第7条 受託者は、業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合には委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、従事者が危険な作業を行う場合には、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第8条 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合、又は警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

- 2 受託者は、緊急事態が発生した場合には、必要な初期対応を行った後、速やかに緊急連絡表に基づき委託者に連絡しなければならない。
- 3 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態の初期対応の考え方について、委託者の危機管理マニュアル等を参考に、協議のうえ詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取組み)

第9条 受託者は業務の履行にあたり、常に環境への負荷軽減に向けた取り組みを行い、また、各施設の省エネ・低コスト化を図るものとする。

(関係法令遵守)

第10条 受託者は、本業務の履行にあたり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (13) 個人情報の保護に関する法律
- (14) その他この契約の履行に関する法律
- (15) 監督官庁からの指示命令等

(報告書等の提出及び協議)

第11条 受託者は、委託者の承認を得た様式に従い、業務日誌、月間業務履行報告書、年

間業務履行報告書、点検及び整備報告書等を、遅延なく委託者に提出しなければならない。また、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書、点検及び整備報告書等の報告事項のなかに技術的問題がある場合には、その都度委託者に報告しなければならない。

（修繕・改修計画の作成）

第12条 委託契約の初年度は委託者が各施設の修繕・改修計画を作成し、次年度以降は前年度までの運転管理及び保守点検の実績を基に、委託者と協議により受託者が作成する。

3 修繕計画の実施は、見積り、設計、契約等を含め、委託者に報告し承認を受ける。

（要求水準の未達）

第13条 受託者の原因で水準書に求める要求が満足できなくなった場合は、速やかに委託者に報告するものとする。この場合において、受託者は、原因を究明し、満足すべき要求が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、委託者及び受託者は協力して、その改善に努めなければならない。

3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに委託者と受託者が協議して決めることとする。

（業務の中断）

第14条 受託者は、やむ得えない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を委託者に連絡するとともに、委託者と協議をして業務に支障を生じることのないように努めなければならない。

（履行期間終了に伴う業務引継）

第15条 受託者は、本業務に支障が生じることがないように、委託業務終了日までに、対象施設・設備の運転管理及び保安全管理に係る業務引継を委託者が指定する者に対し誠実に行なわなければならない。

2 受託者は、引継ぎの為に必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成すること。

3 受託者は、本業務が円滑に引き継がれるよう、委託者に最大限協力すること。

4 事務引継ぎに係る費用は、受託者の負担とする。

第2章 業務の水準

（業務の実施）

第16条 受託者は、本業務の実施体制について、契約締結後速やかに委託者が定めた監督員と打合せを行い、契約書、本水準書、仕様書に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。その後、業務履行計画書に基づいた、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書を作成し、同様に委託者の承認を得なければならない。なお、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書に記載が必要な事項は委託者との協議によるものとする。

2 委託者は、承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められるとき、又は業務内容に変更が生じたときは、文書で改善を申し入れることができるもの

とする。この場合において、受託者は誠意をもってこれに対応しなければならない。

- 3 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に優先して実施するように指示することができるものとする。この場合、受託者は委託者の指示に従い対応するものとする。
- 4 受託者は運転管理、図書類及び機器等に精通し、適切な運転・操作を行うことで、誤操作防止に努めなければならない。
- 5 受託者は、安定供給の維持、施設の作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練などを実施しなければならない。
- 6 受託者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、委託者に報告しなければならない。

(業務委託の概要)

第17条 本業務委託の概要は次のとおりである。

(1) 運転管理業務

水道施設等の運転管理・監視操作を行うため伊東大川浄水場に常駐し、監視室等で行う以下の日常業務

ア 運転監視操作業務

- (ア) 取水施設、浄水、送水及び配水施設等（以下「浄配水施設等」という。）の運転操作監視業務
- (イ) 浄配水施設等の遠方監視装置による監視業務
- (ウ) 浄配水施設等の機器運転操作、機器切替え
- (エ) 各種データの記録、整備
- (オ) 天災、汚染事故等を含む緊急時の初期対応、緊急連絡
- (カ) 停電時対応
- (キ) 薬品等の在庫確認
- (ク) 薬品の注入率管理
- (ケ) 業務日誌、月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書の作成
- (コ) その他、委託者が必要とする事項

イ 水質監視業務

- (ア) 水質検査（原水、沈殿水処理水、ろ過処理水、浄水についての色、濁り、残留塩素、臭いなどの確認）
- (イ) ジャーテスト（凝集試験）（水処理の実施にあたり、凝集剤の注入率を決定する。）
- (ウ) 法定水質検査の水質異常時の臨時水質検査（毎日検査以外は外部発注）、緊急対応、事後処理
- (エ) バイオアッセイを利用した原水管理と対応
- (オ) クリプトスポリジウム等対策業務（クリプトスポリジウム等対策指針に準拠した対策の実施）
- (カ) 水質管理に関する記録・報告・資料の整理

ウ その他業務

- (ア) 門扉の開閉・施錠
- (イ) 備品・物品（支給品、貸与品）の管理

(2) 保全管理業務

浄配水施設等が正常な状態で運転できるようにその機能を維持することを目的とする以下の作業

ア 保守点検業務

施設の性能を十分に発揮させるため、運転状況を確認する点検を行うもので、重要な浄水処理に対し運転状況を目視により毎日行う巡回点検、各種設備及び機器の運転状況を1日、1週又は1ヶ月毎など定められた周期で五感（音、振動、臭い、高温、目視）や簡易測定器を用いて点検し状況により簡易な整備を行う日常点検、及び1ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、6ヶ月又は1年毎など定められた周期で機器を停止して点検を行い状況により簡易な整備を行う定期点検がある。

(ア) 浄配水施設等の巡回・日常・定期点検（建物周辺・フェンス等の点検、機器等の運転状況確認、機器運転切替え操作、消防設備保安点検、クレーン等法令点検等）

(イ) 浄配水施設等の巡回・日常・定期点検による不具合（故障等）の初期対応、整備及び簡易な故障等の修理

(ウ) 浄配水施設等の施錠確認及び警備機器の操作及び警備機器警報発生時の対応

(エ) 浄配水施設等の巡回・日常・定期点検による各種データの記録

(オ) 浄配水施設等の巡回・日常・定期点検による防犯対策状況の確認

(カ) 浄配水施設等の清掃、敷地内の除草及び植栽管理業務（再委託以外）

(キ) 浄配水施設等の産業廃棄物処理業務の補助業務

(ク) 浄配水施設等の場内及び場外の整理整頓業務

(ケ) 機器点検計画表作成、点検報告書の作成・整備、危機管理台帳の整理、月報及び年報の作成

(コ) その他、委託者が必要とする事項

(3) その他技術業務

ア 委託者が別に行う検査・点検・工事等の工程調整、立会等

イ 受託者が、専門業者に発注する設計図書、工程調整、立会等

ウ その他委託者が必要とする事項

(4) 修繕補修

ア 保守点検業務等で確認された不具合について、定められた金額内で修繕を行う。（再委託も可）

イ 浄配水施設等の修繕計画作成

ウ 計画に基づく修繕の設計、契約等

エ 浄配水施設等の設備・機器等に関する資料及び設備台帳の整理

オ その他、甲が必要とする事項

(5) 薬品等調達

ア 次亜塩素酸ナトリウムなどの薬品類の調達

イ 試験用試薬の調達

ウ 浄配水施設等の電力（高圧電力は除く）の調達

エ 浄配水施設等の燃料（ガソリン、軽油等）の在庫確認と調達

オ 通信手段の調達

カ 保安全管理用備消耗品類の調達

キ 安全衛生関係部品の調達

(6) 関連業務

浄配水施設等の運転管理及び保安全管理に係る付随的業務等

ア 配水池清掃業務、ポンプ施設機能点検業務、次亜塩素素注入装置点検業務、一般用電気工作物検査業務、消防用設備等保守点検業務、水質管理項目設定項目検査業務、地下タンク定期点検業務、大川浄水場浄化槽保守点検及び清掃業務、大川浄水場浄化槽法定点検業務、機械警備業務、草刈り業務、次亜塩素酸ナトリウム補充業務等の再委託

イ 広域監視システムの運用費用、修繕補修費用

ウ その他、甲が必要とする事項

(7) その他

ア 地震、津波等の天災を含む緊急時対応

イ 施設見学者対応

ウ 苦情処理

エ 委託者が行う工事及び修繕等に伴う浄配水施設等の設備調整・立会等

(業務履行計画書等の作成)

第18条 受託者は前条(1)～(7)の各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法などについて業務履行計画書に示し提出すること。

2 受託者は提示した業務履行計画書に基づき、委託者と協議して詳細な業務実施計画書(年・月)を作成するものとする。

(業務体制)

第19条 受託者の業務体制は次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

ア 運転監視業務は、通年(24時間365日)最低2人を配置し、施設の運転操作監視等の業務を行うこと。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務が十分に行えると認められ、かつ、委託者が承認した場合に限り、他の方法による体制をとれるものとする。

イ 水質監視業務は、適正かつ必要な人数を配置し、通年昼間勤務とする。なお、巡回点検業務従事者と兼務できるものとする。

(2) 保守点検業務

ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ 業務は通年で、昼間勤務とする。

ウ 巡回を除く点検頻度は、日常点検を1回/週以上、定期点検を12回/年以上を基本とするが、詳細については、市監督員と協議の上決定するものとする。

(3) 緊急対応体制

浄配水施設等の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備すること。

(4) その他

ア 業務実施計画書に第17条(1)～(7)の管理業務に関する業務体制、責任分担、配置人数などについて、受託者の業務実施に関する方針、考え方、具体的方法をまとめて提

出すること。

イ 休憩時間、休息時間、週休日等の就業については、委託者の職員の勤務時間、休暇等に関する条例を参考にして定めること。

ウ 総括責任者は、平日昼間勤務しなければならない。総括責任者が不在の場合は支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

(業務要求水準)

第20条 本業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要求を次のとおり定める。なお、その具体的な手法については、受託者が提案の中で示し、委託者との協議を行った上で、その提案を業務実施計画書に反映させ提出すること。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用し、浄配水施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

(2) 施設の運転管理及びその他関連業務

ア 水質管理の基準

受託者は、水質管理の方法を明記した計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理基準を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、必要に応じてジャーテスト及び塩素要求量試験を行って最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

水道法に定める水質基準項目の水準に関しては、これまでの省令などを参照して遵守すること。

※ 水質基準に関する要求水準は以下のとおりとする。

伊東市給水区域内全域での遊離残留塩素濃度は0.1 mg/L～0.4 mg/Lとする。なお、水道法による上限の規定はないが、一般的に塩素臭を発することが多い0.4 mg/Lを上限とする。

イ 水量管理の水準

受託者は、配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた調整を行う。

※ 水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

鎌田片平大川浄水場に関しては水利権の範囲内で取水を行う。それ以外の箇所については、公称能力を大きく超えない範囲で取水を行う。水利権に関しては表1のとおり。公称能力に関しては表3のとおり。配水量実績に関しては表2のとおり。なお、水利権については静岡県との協定により、最大取水量に変更が生じた場合には、これに従うものとする。

ウ 水質の維持

水質の維持・確認のために、受託者は以下の検査を行うこととする。

(ア) 浄水処理の確認のために行う水質検査は、各浄配水施設で良好な水質を維持するために必要な回数を実施する。

- (イ) 水質異常時には、確認と原因究明のために必要な水質検査を早急に実施する。
なお、これらの水質検査結果については、適宜報告を行うこと（報告の方法、頻度、報告書の様式等については委託者と協議の上決定する）。
- (ウ) 給水末端部での水質検査は、毎日1回以上、各配水系統別に色、濁り、消毒の残留効果の項目について行う。
- (エ) 法定水質検査については、委託者が各年度の始まる前に策定した水質検査計画に基づいて、各浄配水施設の原水、浄水における水質検査を行う。なお、水質検査計画に予定されていない検査でも、受託者が維持管理上必要と思われるものは委託者と協議のうえ実施する。
- (オ) 法定水質検査（水道法第4条に基づく）については、伊東市水道事業と検査機関との直接契約とするが、受託者は採水時の立会及びその他必要な業務を行うものとする。また、検査結果を委託者と共有し、良好な水質の維持に努める。

エ 緊急時の対応

受託者は、設備機器（減圧弁等の水道施設含む）の故障又は不具合が生じ、応急措置をしなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急措置を講じ、委託者に報告すること。なお、緊急措置には突発的に発生した修繕も含めることとする。

オ 緊急時の対応マニュアルの作成と訓練の実施

受託者は、委託者と連携し、緊急時に安定給水のため最善の対応を図るものとし、水利用者への影響を最小限に抑えるための緊急時対応マニュアルを作成しなければならない。また、緊急時に迅速に対応できるように、業務従事者に対し必要な訓練等を行うものとする。

(3) 保全管理業務（保守点検）

ア 機械・電気・計装設備保守点検

受託者は、機械・電気・計装設備の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、浄配水施設等の運転に支障が無いよう保守点検を行うこと。

イ 消防設備点検業務

受託者は、関係法令に定める消防設備点検を、該当法規に則り業務を実施すること。また、この業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を受けその点検業者との契約業務等のすべてを行うものとする。

ウ 大川浄水場浄化槽法定点検・保守点検（清掃含む）業務

受託者は、関係法令に定める浄化槽点検を、該当法規に則り業務を実施すること。また、この業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を受けその点検業者との契約業務等のすべてを行うものとする。

エ 保安業務

受託者は、浄配水施設等を平穩・安全に保つよう施設の施錠、警報装置の操作、場内、場外の見回りなどの業務を行うこと。

オ 備品等の保守管理業務

受託者は、浄配水施設等の維持管理を良好に行うため、備品の保守管理を行うこと。

カ 文書等の管理業務

受託者は、浄配水施設等の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他の文書に関して、毀損・滅失がないように適正に保管すること。また、委託者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、委託者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うこととする。

その他、浄配水施設等の更新及び修繕等に伴う設備台帳等（設備機器管理システム含む）の修正を行うこと。

キ データの記録

受託者は、保守・運転管理に係るデータを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、業務開始前に委託者と協議し業務実施計画書に明示すること。

※ 浄配水施設等の概要については、本水準書の巻末表 3～表 7 を参照のこと。

(4) 施設の維持管理

ア 浄配水施設等維持管理業務

受託者は、浄配水施設等の機能を良好に保ち、整理整頓を心掛け、清潔を維持するように努めること。

イ 構造物及び建築物の清掃業務

受託者は、浄配水施設等の構造物及び建築物全体を熟知し、その機能を良好に保つため、清掃等の維持管理を行うこと。また、以下に挙げた清掃業務についてはその要求水準を満たすこと。

(ア) 浄水場の沈澱池、ろ過池等の処理施設、及び浄水池、配水池等の清掃については、対象施設及び回数を業務計画に明記し承認を受けること。

(イ) その他の建築物等における清掃等の維持管理は、必要に応じ、必要な箇所について適宜実施すること。

ウ 除草及び植栽管理業務

受託者は、浄配水施設等の除草を原則年 2 回以上実施し、また、植栽管理を適宜実施して、維持管理上支障のないように努める。また、周辺住民に不快感を与えないように維持管理を行うこと。

エ 環境衛生管理業務

本業務の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、施設は常に清潔に保ち、水の汚染を防止しなければならない。

(5) 施設の修繕

ア 修繕補修業務

受託者は、業務期間内において劣化の生じた設備についてはその修繕等を行うこと。修繕等は、予防保全の観点も含め施設の良好な運転を保障するために行うものであり、実施にあたっては、あらかじめ委託者の承認を得ること。（なお、突発的で緊急を要するものや少額のものに関してはこの限りではない。）

ただし、委託者が計画的に行う修繕工事は除く。

また、突発的に発生した修繕工事で大規模なもの、施設等に重大な影響を与えるも

のなどに関しては、委託者と協議をして対応するものとする。

イ 修繕工事の記録

受託者は、修繕工事については写真を含め詳細が確認できるように記録し保管すること。

また、データの項目、記録の方法については、委託者と協議の上決定するものとする。

ウ 修繕・改修計画

修繕工事と改修工事に係る計画（以下「修繕・改修計画」という。）は、令和8年度については、委託者が作成し、令和9年度以降については、受託者が前年度までの運転管理及び保守点検の実績と基に委託者と協議しこれを作成する。

エ 修繕予定表

受託者は、修繕工事の必要が生じる度に、設備名、修繕内容、金額等必要事項を記載した修繕予定表を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(6) 物品の調達及び管理

ア 薬品の調達及び管理

最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な①から③の浄水薬品（水質測定用の試薬類を含む。）の調達及び管理については、関係法令に定めのある有資格者の業務を含めて受託者にて行う。

① 次亜塩素酸ナトリウム

② ポリ塩化アルミニウム（PAC）

③ 水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）

イ 電力（電灯等）・燃料の調達と管理

浄配水施設等の運転管理を良好に行うために必要な電力（電灯等）・各種燃料の調達は、受託者が行い、適正に管理すること。また、受託者は効率的な運営に努め、省エネルギーに尽力すること。

ウ 通信の調達と管理

テレメータや電話回線等運転管理に必要な通信の調達やその管理については、受託者が行う。

エ 消耗品類の調達と管理

委託業務の実施に要する全ての消耗品類の調達と管理については、受託者が行い、その調達と管理にあたっては、浄配水施設等の運転管理に支障をきたすことがないよう、適正に行うこと。

(7) その他

ア 法令の遵守について

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

イ 施設の使用について

本業務の実施に要する事務室、仮眠室等の施設は、その機能を良好に保ち、かつ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

ウ 備品の使用について

本業務の履行に要する水質計器等の備品は校正、点検整備を十分に行い、その機能

を良好に保って、使用の際に支障がないように管理すること。

(技術レベル向上の取組)

第21条 受託者は、浄配水施設等の管理において、その技術レベルが向上するように心がけなければならない。

2 受託者は、業務遂行上必要なマニュアルを作成しなければならない。また、マニュアルは常に見直しを行い、委託者の承認を受けて適切に管理するものとする。

3 受託者は、浄配水施設等の管理技術の伝承に努め、技術継承の実施や、資格取得の推進により、業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウハウについて文書で取りまとめ、委託者に提出するものとする。

(車両の運行)

第22条 受託者は、運転監視業務や保全管理業務等において、場外で作業する場合は受託者の所有する車両を使用し、受託者の従事者の運転で車両を運行すること。

2 受託者が使用する車両には、委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

3 受託者と委託者は、緊急時以外は同じ車両に乗ってはならない。

4 受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

第23条 受託者は、業務で知り得た情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

(雑則)

第24条 受託者は、契約書、仕様書、本水準書及びその他の関係書類のなかに記載されていない事項であっても、また業務履行上で委託者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等は行うものとする。

(疑義)

第25条 この本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

以 上

表1 水利権一覧

取水口	期 間	最大取水量	運 用
奥野取水口	1 月 1 日 ～ 4 月 3 0 日	0. 2 2 9 m ³ /s	1 9, 8 0 0 m ³ /日
	5 月 1 日 ～ 1 1 月 3 0 日	0. 2 8 3 m ³ /s	2 4, 4 0 0 m ³ /日
	1 2 月 1 日 ～ 1 2 月 3 1 日	0. 2 2 9 m ³ /s	1 9, 8 0 0 m ³ /日
長瀬取水口	1 月 1 日 ～ 1 2 月 3 1 日	0. 0 8 0 m ³ /s	6, 9 0 0 m ³ /日
鎌 田 片 平 大 川 浄 水 場 施 設 能 力		0. 2 8 3 m ³ /s	2 4, 4 0 0 m ³ /日

表2 配水量実績（令和3年～令和6年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宇佐美区 平均配水量（m ³ /日）	2, 2 0 6	2, 1 3 3	2, 1 7 8	2, 1 2 1
市内地区 平均配水量（m ³ /日）	1 7, 0 7 2	1 6, 7 1 3	1 6, 8 1 4	1 5, 9 3 0
吉田地区 平均配水量（m ³ /日）	5, 0 0 8	5, 0 6 9	4, 8 9 2	4, 8 6 5
南部地区 平均配水量（m ³ /日）	6, 7 1 9	6, 8 5 5	7, 0 0 2	6, 7 8 9

上記の伊東市水道事業給水区域内の配水量の実績から想定する水量を取水すること。

表3 取水量公称能力等一覧

名 称	取水量公称能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	水源の種別	構造・形状・モータ出力
鎌田片平大川浄水場	24,400	表流水・ダム水	
宇佐美天気山水源	1,200	湧水	
宇佐美西平水源	1,600	〃	
湯川小谷水源	520	〃	
岡水落水源	6,000	〃	
岡片倉第一水源	3,200	〃	
岡片倉第二水源	2,800	〃	
荻城ノ平水源	16,000	〃	
池矢筈水源	690	〃	
宇佐美大橋水源二号井	1,750	深井戸	$\phi 100 \times 1.0 \text{m}^3/\text{min} \times 62\text{m} \times 18.5\text{kW}$
宇佐美大橋水源東平井	1,750	〃	$\phi 80 \times 1.25 \text{m}^3/\text{min} \times 40\text{m} \times 15.0\text{kW}$
湯川燧山水源	290	〃	$\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 100\text{m} \times 11.0\text{kW}$
吉田保代水源一号井	4,200	〃	$\phi 125 \times 1.46 \text{m}^3/\text{min} \times 40\text{m} \times 18.5\text{kW}$
吉田保代水源二号井			$\phi 125 \times 1.46 \text{m}^3/\text{min} \times 40\text{m} \times 18.5\text{kW}$
吉田カラス洞水源	2,000	〃	$\phi 150 \times 2.7 \text{m}^3/\text{min} \times 75\text{m} \times 55.0\text{kW}$
吉田初平治山水源	1,733	〃	$\phi 100 \times 0.7 \text{m}^3/\text{min} \times 100\text{m} \times 22.0\text{kW}$
吉田東大片瀬水源	1,000	〃	$\phi 100 \times 1.0 \text{m}^3/\text{min} \times 160\text{m} \times 45.0\text{kW}$
池鳴川水源一号井	8,000	〃	$\phi 100 \times 0.55 \text{m}^3/\text{min} \times 26.7\text{m} \times 7.5\text{kW}$
池鳴川水源二号井		〃	$\phi 100 \times 0.65 \text{m}^3/\text{min} \times 32.5\text{m} \times 7.5\text{kW}$
池山下水源一号井		〃	$\phi 100 \times 3.5 \text{m}^3/\text{min} \times 36\text{m} \times 37.0\text{kW}$
池山下水源二号井		〃	$\phi 100 \times 1.2 \text{m}^3/\text{min} \times 30\text{m} \times 11.0\text{kW}$
八幡野尾入山水源	850	〃	$\phi 100 \times 0.7 \text{m}^3/\text{min} \times 107\text{m} \times 22.0\text{kW}$
赤沢上大峯水源	350	〃	$\phi 65 \times 0.42 \text{m}^3/\text{min} \times 100\text{m} \times 11.0\text{kW}$
赤沢上入谷水源	150	〃	$\phi 50 \times 0.125 \text{m}^3/\text{min} \times 112\text{m} \times 5.5\text{kW}$
赤沢水頭水源	386	〃	$\phi 50 \times 0.10 \text{m}^3/\text{min} \times 148\text{m} \times 5.5\text{kW}$
赤沢下落合第一水源	374	〃	$\phi 80 \times 0.40 \text{m}^3/\text{min} \times 130\text{m} \times 18.5\text{kW}$
赤沢下落合第二水源	230	〃	$\phi 100 \times 0.38 \text{m}^3/\text{min} \times 100\text{m} \times 18.5\text{kW}$
鎌田宮川水源一号井	2,000	浅井戸	
計	81,473		

表 4 浄水施設

名称	場所	構造・形状	
急速ろ過池	大川浄水場	R C	22,130 m ³ /日
		6m×6m×3m	6 池
沈砂池	〃	R C	188.9 m ³
		第 1	2.5m×4.0m×1.34m
		第 2	3.0m×18.5m×3.24m
滅菌設備	〃	次亜塩素酸ナトリウム	
除マンガン設備	宇佐美大橋水源ポンプ場	除マンガン装置	昭和 56 年 3 月稼働
紫外線処理設備	岡六月窪浄水場	紫外線照射装置	平成 26 年 3 月稼働
〃	宇佐美西平浄水場	〃	平成 30 年 11 月稼働
〃	萩城ノ平浄水場	〃	令和 3 年 7 月稼働

表 5 塩素消毒施設

名 称	次亜塩素酸ナトリウム消毒設備		
	能力	台数	設置年月
宇佐美大山配水池	0.75ℓ/H	2 台	平成 22 年 3 月
宇佐美大橋水源東平井	0.75ℓ/H	2 台	令和 3 年 3 月
宇佐美大橋水源ポンプ場	1.80ℓ/H	2 台	平成 27 年 12 月
湯川小谷配水池	0.75ℓ/H	2 台	平成 20 年 9 月
湯川燧山水源ポンプ場	0.75ℓ/H	2 台	平成 19 年 3 月
岡水道山第一・第二配水池	1.80ℓ/H	2 台	平成 20 年 3 月
岡堀ノ口配水池	1.80ℓ/H	2 台	平成 25 年 3 月
岡水落鎌田宇佐美畑送水ポンプ場	0.75ℓ/H	2 台	平成 19 年 3 月
岡水落配水池	0.75ℓ/H	1 台	平成 15 年 7 月
	1.80ℓ/H	1 台	平成 27 年 10 月
鎌田土ヶ久保配水池	1.80ℓ/H	2 台	平成 26 年 8 月
鎌田宮川水源ポンプ場	1.80ℓ/H	2 台	平成 26 年 8 月
鎌田片平大川浄水場	3.30ℓ/H	1 台	平成 21 年 5 月
	3.50ℓ/H	2 台	平成 25 年 9 月
萩城ノ平水源ポンプ場	3.60ℓ/H	2 台	平成 19 年 3 月
川奈扇山配水池	0.75ℓ/H	2 台	平成 15 年 7 月
吉田カラス洞水源ポンプ場	1.80ℓ/H	2 台	平成 27 年 6 月
吉田保代水源ポンプ場	1.80ℓ/H	2 台	平成 25 年 3 月
吉田初平治山水源ポンプ場	1.80ℓ/H	2 台	平成 23 年 7 月
吉田西大片瀬着水井	1.80ℓ/H	2 台	平成 17 年 7 月
池山下水源ポンプ場(八幡野尾入山系) (池中野配水池系)	3.30ℓ/H	1 台	平成 26 年 2 月
	3.30ℓ/H	1 台	平成 20 年 1 月
八幡野尾入山水源ポンプ場	0.75ℓ/H	2 台	平成 17 年 7 月
赤沢上大峯配水池	0.75ℓ/H	2 台	平成 18 年 5 月
赤沢水頭第 1 配水池	循環式	1 台	平成 29 年 1 月
赤沢東ノ窪配水池	1.80ℓ/H	2 台	令和 2 年 3 月
赤沢下落合第一配水池	1.80ℓ/H	2 台	令和 2 年 3 月
合 計	滅菌設備	24 か所	注入機 48 台

表 6 送水施設

名 称	運転 開始	送水場所	モ ー タ ー 出 力 ※ 停 電 用 施 設 ○ 原 動 機 (エンジン) ㊦ 70ℓ/min 付 △ 自家発電機を設置	
宇佐美大橋水源ポンプ場	H15. 4	宇佐美長久保送水ポンプ場	φ 65×0.43 m ³ /min、3.7kW 2 台	△60kVA
宇佐美長久保送水ポンプ場	S60. 5	長久保配水池	φ 40×0.21 m ³ /min、15.0kW 2 台	
宇佐美城宿谷戸ノ久保送水ポンプ場	S59. 3	宇佐美谷戸ノ久保配水池	φ 80×0.70 m ³ /min、18.5kW 2 台㊦	○2 号機 PS 31
岡水落水源ポンプ場	S49. 3	鎌田宇佐美畑配水池	φ 80×0.50 m ³ /min、22.0kW 2 台	○PS 48
鎌田宮川水源ポンプ場	S32. 7	岡細久保配水池	φ 150×2.50 m ³ /min、75.0kW 2 台㊦	△250kVA
岡藤曲水源ポンプ場	S23. 5	玖須美左城星配水池	φ 125×1.30 m ³ /min、45.0kW 4 台㊦	△300kVA
川奈石神瓢箪洞送水ポンプ場	S46. 9	川奈瓢箪洞配水池	φ 100×1.00 m ³ /min、15.0kW 3 台	○2 号機 PS 23
鎌田片平大川浄水場ポンプ場	S43. 12	鎌田片平大川配水池	φ 150×6.00 m ³ /min、75.0kW 5 台	△500kVA
	H10. 2	荻城ノ平配水池	φ 150×2.16 m ³ /min、75.0kW 3 台㊦	
荻城ノ平水源ポンプ場	S36. 10	荻城ノ平配水池	φ 150×2.80 m ³ /min、37.0kW 6 台㊦	△300kVA
	H2. 3	吉田カラス洞水源ポンプ場	φ 150×2.78 m ³ /min、110.0kW 3 台㊦	△470kVA
	H21. 1	岡門野配水池	φ 125×1.17 m ³ /min、45.0kW 2 台㊦	△375kVA
	H19. 4	荻向山ポンプ場	φ 150×5.31 m ³ /min、180.0kW 2 台㊦	
荻向山十足ニッ石送水ポンプ場	未稼働	十足ニッ石ポンプ場	φ 200×3.37 m ³ /min、180.0kW 2 台㊦	△300kVA
十足ニッ石高室送水ポンプ場	未稼働	十足高室配水池	φ 200×3.37 m ³ /min、132.0kW 2 台㊦	△500kVA
吉田保代水源ポンプ場	S55. 3	荻栗蒔第一第二配水池	φ 125×1.46 m ³ /min、55.0kW 3 台㊦	△ 187.5kVA
吉田カラス洞水源ポンプ場	S53. 6	荻栗蒔第一第二配水池	φ 125×1.38 m ³ /min、22.0kW 4 台㊦	△250kVA
吉田カラス洞富戸高室送水ポンプ場	H 3. 4	富戸高室配水池	φ 150×2.10 m ³ /min、55.0kW 2 台㊦	△250kVA
川奈ハヅカシ扇山送水ポンプ場	S44. 7	川奈扇山配水池	φ 65×0.514 m ³ /min、30.0kW 2 台	
吉田初平治山水源ポンプ場	S50. 4	十足池ノ平送水ポンプ場	φ 100×1.00 m ³ /min、15.0kW 2 台	
十足池ノ平美加場送水ポンプ場	S46. 6	十足美加場送水ポンプ場	φ 100×1.12 m ³ /min、22.0kW 2 台	
十足美加場富戸先原送水ポンプ場	S46. 12	富戸先原送水ポンプ場	φ 80×1.0 m ³ /min×103m、22.0kW 2 台	
富戸先原松風台天城台送水ポンプ場	S48. 10	松風台配水池	φ 80×0.355 m ³ /min、18.5kW 2 台	
		天城台配水池	φ 80×0.355 m ³ /min、18.5kW 2 台	
池山下水源ポンプ場	S46. 7	池中野配水池	φ 125×1.65 m ³ /min、55.0kW 3 台	△250kVA
	S46. 7	八幡野尾入山配水池	φ 100×2.30 m ³ /min、18.5kW 3 台	
池中野室ノ腰送水ポンプ場	S48. 3	池室ノ腰配水池	φ 80×0.70 m ³ /min、15.0kW 1 台	○PS 23
池柏戸送水ポンプ場	H16. 8	池柏戸配水池	φ 40×0.20 m ³ /min、6.3kW 2 台	
赤沢上入谷送水ポンプ場	H20. 2	赤沢上大峯配水池	φ 50×0.15 m ³ /min×37m、3.7kW 2 台	
湯川横磯上送水ポンプ場	S46. 11	湯川横磯上配水池	φ 50×0.104 m ³ /min、11.0kW 2 台	
赤沢水頭送水ポンプ場	H29. 1	赤沢水頭第 2 配水池	φ 50×0.167 m ³ /min、15.0kW 2 台	△100kVA
赤沢東ノ窪送水ポンプ場	S43. 2	赤沢下落合第 2 配水池	φ 50×0.35 m ³ /min、22.0kW 2 台	
	S43. 2	赤沢東ノ窪調圧槽	φ 65×0.225 m ³ /min、3.7kW 2 台	
赤沢下落合送水ポンプ場	S43. 2	赤沢下落合八幡野雷久保送水ポンプ場	φ 80×0.56 m ³ /min、30.0kW 2 台	
赤沢下落合八幡野雷久保送水ポンプ場	S43. 2	八幡野雷久保送水ポンプ場	φ 80×0.71 m ³ /min、18.5kW 2 台	
八幡野雷久保送水ポンプ場	S43. 2	赤沢雷久保第 3 配水池	φ 80×0.45 m ³ /min、15.0kW 2 台	

表 7 配水池

○印－緊急遮断弁設置箇所（数字は設置年度）

☆印－非常用応急給水口

No.	名 称	完成年月	貯水量	構造	HWL	LWL	摘 要	
			形状		配水方法			
1	宇佐美大山配水池	H14. 3	600 m ³	P C	236. 5	229. 5	H14	☆
			(D11. 40m×H8. 00m)		自然流下		○	
2	宇佐美竹之内配水池	S39. 6	500 m ³	R C	75. 0	72. 0	H 元	☆
			(18. 40m×9. 50m×3. 60m)		自然流下		○	
3	宇佐美大橋配水池	S53. 3	2, 000 m ³	P C	87. 0	82. 0	H 6	☆
			(D24. 00m×H5. 50m)		自然流下		○	
4	宇佐美長久保配水池	S46. 9	30 m ³	F R P	257. 8	256. 6		
			(3. 00m×7. 00m×1. 50m) (1. 5m×7. 0m×1. 5m)		自然流下			
5	宇佐美谷戸ノ久保配水池	S59. 3	500 m ³	P C	71. 0	68. 0	H 5	☆
			(D16. 00m×H2. 90m)		自然流下		○	
6	湯川小谷配水池	S40. 1	180 m ³	R C	103. 0	100. 0	S57	
			(12. 65m×5. 43m×3. 00m)		自然流下		○	
7	松原城畑配水池	H21. 3	140 m ³	S U S	110. 0	106. 5	H21	
			(4. 00m×7. 00m×5. 50m)		自然流下		○	
8	松原火打山配水池	S39. 8	100 m ³	R C	104. 0	101. 0		☆
			(12. 38m×5. 40m×2. 10m)		自然流下			
	松原小沢配水池	S50. 2	260 m ³	R C	104. 0	101. 0	S63	
			(14. 25m×5. 58m×3. 50m)		自然流下		○	
9	岡水道山第一配水池	S 5. 3	1, 300 m ³	R C	62. 5	59. 0	S55	
			(15. 00m×24. 60m×4. 90m)		自然流下		○	
	岡水道山第二配水池	S26. 10	2, 000 m ³	R C	62. 5	59. 0	S55	
			(15. 00m×31. 20m×5. 00m)		自然流下		○	
10	岡水落配水池	S37. 9	100 m ³	R C	123. 0	121. 0		
			(5. 35m×12. 50m×2. 00m)		自然流下			
11	岡堀ノ口配水池	S46. 4	160 m ³	R C	161. 5	159. 0		
			(4. 60m×15. 70m×3. 00m)		自然流下			
12	鎌田宇佐美畑配水池	S49. 10	150 m ³	R C	223. 0	220. 0		
			(5. 45m×10. 70m×3. 35m)		自然流下			
13	岡川向配水池	S37. 8	180 m ³	R C	115. 5	112. 0	H 2	
			(13. 00m×5. 60m×3. 00m)		自然流下		○	
14	鎌田土ヶ久保配水池	S41. 3	90 m ³	R C	194. 0	191. 0		
			(5. 45m×12. 45m×2. 20m)		自然流下			
15	岡細久保配水池	S38. 10	1, 300 m ³	R C	118. 5	115. 0	H24	
			(24. 00m×16. 50m×4. 00m)		自然流下		○	

16	玖須美狐畑配水池	S46. 1	500 m ³	R C	69. 3	66. 3			
			(9. 50m×18. 40m×3. 50m)		自然流下				
17	玖須美左城星第一配水池	S38. 5	150 m ³	R C	168. 0	165. 0			
			(5. 00m×12. 50m×3. 00m)		自然流下				
	玖須美左城星第二配水池	S44. 8	1, 000 m ³	R C	168. 0	165. 0	S62	○	
			(14. 70m×18. 35m×4. 20m)		自然流下				
18	川奈瓢箪洞第一配水池	S47. 2	500 m ³	R C	191. 5	187. 9	S63	☆	
			(9. 60m×18. 50m×3. 60m)		自然流下		○		
	川奈瓢箪洞第二配水池	S60. 3	500 m ³	P C	191. 5	188. 1	H10		
			(D15. 00m×H3. 40m)		自然流下		○		
19	川奈梨ノ木洞配水池	S28. 5	100 m ³	R C	80. 0	78. 0			
			(5. 30m×11. 00m×2. 60m)		自然流下				
20	川奈林ノ上配水池	S12. 6	100 m ³	R C	52. 0	50. 0			
			(9. 10m×4. 40m×3. 00m)		自然流下				
21	鎌田片平大川配水池	S43. 12	4, 000 m ³	R C	62. 0	57. 5			
			(8. 45m×90. 00m×5. 80m)		自然流下				
22	荻城ノ平第一配水池	S36. 8	2, 670 m ³	R C	103. 0	100. 0	H12 ○	☆	
			(38. 10m×25. 10m×4. 10m)		自然流下				
	荻城ノ平第二配水池	S40. 3	3, 000 m ³	R C	103. 0	100. 0			
			(45. 60m×22. 90m×3. 50m)		自然流下				
23	荻城ノ木戸第一配水池	S44. 1	100 m ³	R C	164. 5	161. 2			
			(10. 70m×3. 50m×3. 70m)		自然流下				
	荻城ノ木戸第二配水池	S50. 9	50 m ³	R C	164. 5	161. 2			
			(4. 40m×3. 40m×5. 00m)		自然流下				
24	岡門野第一配水池	S51. 3	100 m ³	R C	218. 5	216. 6	H 3		
			(5. 20m×10. 30m×2. 35m)		自然流下		○		
	岡門野第二配水池	S62. 3	200 m ³	R C	218. 5	216. 6			
			(14. 15m×8. 50m×2. 50m)		自然流下				
25	荻門野原配水池	H12. 6	30 m ³	S U S	226. 0	223. 5			
			(6. 00m×3. 00m×2. 00m)						
			15 m ³	S S	自然流下				
			(5. 00m×2. 00m×2. 00m)						
26	荻大畑ヶ第一配水池	S50. 4	500 m ³	R C	222. 0	219. 0	H11	☆	
			(15. 75m×11. 75m×3. 65m)		自然流下		○		
27	荻栗蒔第一配水池	S53. 3	1, 000 m ³	P C	271. 9	266. 2	H 8 ○	☆	
			(D15. 40m×H5. 40m)		自然流下				
	荻栗蒔第二配水池	S59. 3	1, 000 m ³	P C	271. 9	266. 2			
			(D16. 60m×H6. 00m)		自然流下				

28	荻栗蒔第三配水池	S57. 9	223 m ³	R C	207. 0	204. 1	H 9	☆
			(7. 60m×10. 90m×3. 35m)		自然流下		○	
29	岡本洞配水池	H20. 12	12 m ³	SUS パネル	215. 0	213. 0		
			(3. 00m×2. 00m×2. 00m)		自然流下			
30	川奈扇山配水池	S44. 2	200 m ³	R C	257. 5	254. 5		☆
			(7. 45m×7. 35m×3. 90m)		自然流下			
31	富戸高室配水池	H 4. 3	3, 000 m ³	P C	310. 0	302. 0	H 7	
			(D22. 60m×H8. 00m)		自然流下		○	
32	富戸木房配水池	S54. 2	100 m ³	R C	135. 0	132. 0	H 2	
			(6. 50m×6. 50m×3. 00m)		自然流下		○	
33	富戸先原配水池	S58. 11	200 m ³	R C	238. 0	235. 0		
			(5. 70m×15. 00m×3. 60m)		自然流下			
34	富戸丸尾配水池	S44. 3	180 m ³	R C	88. 0	85. 0		
			(10. 45m×6. 45m×3. 00m)		自然流下			
35	吉田東大片瀬配水池	S61. 9	223 m ³	R C	243. 0	239. 6		
			(8. 60m×8. 50m×5. 00m)		自然流下			
36	十足美加場配水池	S46. 6	100 m ³	R C	272. 2	269. 0		
			(6. 40m×6. 50m×3. 70m)		自然流下			
37	富戸先原イトーピア配水池	S46. 12	200 m ³	R C	354. 1	351. 0		
			(7. 75m×9. 70m×3. 55m)		自然流下			
38	富戸先原松風台配水池	S48. 10	20 m ³	R C	387. 0	385. 0		
			(3. 44m×3. 44m×1. 75m)					
		H 2. 7	80 m ³	FRP	自然流下			
			(5. 00m×5. 00m×4. 00m)					
39	富戸先原天城台配水池	S48. 10	20 m ³	R C	402. 0	400. 0		
			(3. 44m×3. 44m×2. 35m)					
		S56. 6	70 m ³	R C	自然流下			
			(6. 52m×5. 52m×2. 89m)					
40	池中野配水池	S47. 2	1, 000 m ³	R C	313. 8	310. 0	S62	
			(18. 30m×14. 70m×4. 15m)		自然流下		○	
41	池室ノ腰配水池	S48. 3	500 m ³	R C	375. 9	372. 8		
			(11. 40m×15. 50m×3. 50m)		自然流下			
42	八幡野峠配水池	S59. 12	100 m ³	R C	257. 0	254. 0		
			(7. 50m×5. 50m×3. 10m)		自然流下			
43	八幡野尾入山配水池	S45. 11	1, 000 m ³	R C	193. 5	189. 5	H 4	☆
			(14. 70m×18. 30m×4. 10m)		自然流下		○	
44	八幡野小坂配水池	S30. 12	100 m ³	R C	102. 6	101. 0	H 5	
		S48. 12 改良	(12. 20m×5. 80m×1. 90m)		自然流下		○	

45	富戸クブレ配水池	S47. 7	240 m ³	R C	89. 0	87. 0	H 元	○
			(14. 50m×5. 30m×3. 50m)		自然流下			
46	赤沢上大峯配水池	S47. 7	200 m ³	R C	90. 0	88. 0		
			(10. 00m×5. 50m×4. 00m)		自然流下			
47	池柏戸配水池	H16. 8	30 m ³	R C	405. 5	404. 0		
			(3. 39m×5. 40m×2. 00m)		自然流下			
48	湯川横磯上配水池	S46. 11	7 m ³	R C	100. 0	99. 0		
			(3. 00m×2. 10m×1. 35m)		自然流下			
49	荻向山配水池	H18. 7	400 m ³	R C	206. 7	200. 7	H18	○
			(8. 00m×10. 00m×8. 55m)		自然流下			
50	赤沢水頭第 1 配水池	H29. 1	80 m ³	S U S	382. 4	379. 4	H29	○
			(6. 00m×5. 00m×3. 50m)		自然流下			
51	赤沢水頭第 2 配水池	H29. 1	84 m ³	S U S	524. 3	520. 8	H29	○
			(6. 00m×4. 00m×4. 00m)		自然流下			
52	赤沢水頭第 3 配水池	H29. 1	47 m ³	R C	474. 7	472. 2	H29	○
			(4. 54m×2. 12m×3. 06m)		自然流下			
53	赤沢東ノ窪配水池	S43. 2	20 m ³	R C	153. 2	150. 0		
			(2. 40m×5. 50m×1. 90m)					
			100 m ³	R C	自然流下			
			(4. 00m×6. 50m×4. 10m)					
54	赤沢東ノ窪調圧槽	S43. 2	10 m ³	R C	153. 2	150. 0		
			(2. 00m×3. 00m×2. 00m)		自然流下			
55	赤沢下落合第一配水池	S43. 2	30 m ³	R C	250. 0	249. 0		
			(6. 60m×1. 50m×1. 70m×2)		自然流下			
56	赤沢下落合調圧槽	S43. 2	5 m ³	R C	250. 0	249. 0		
			(1. 12m×2. 50m×1. 80m×2)		自然流下			
57	赤沢下落合第二配水池	S43. 2	140 m ³	R C	309. 2	305. 0		
			(3. 00m×7. 00m×3. 75m×2)		自然流下			
		S43. 2	30 m ³	R C	309. 2	305. 0		
			(3. 40m×3. 40m×4. 20m)		自然流下			
		S43. 2	10 m ³	R C	309. 2	305. 0		
			(2. 50m×2. 50m×2. 00m)		自然流下			
58	八幡野雷久保第一配水池	S43. 2	150 m ³	R C	328. 2	325. 0		
			(3. 00m×7. 00m×3. 75m×2)		自然流下			
59	八幡野雷久保第二配水池	S43. 2	150 m ³	R C	378. 2	374. 0		
			(3. 00m×7. 00m×3. 75m×2)		自然流下			
60	八幡野雷久保第三配水池	S43. 2	150 m ³	R C	448. 2	445. 0		
			(3. 00m×7. 00m×3. 75m×2)		自然流下			
合 計			3 4 , 3 1 6 m ³			(6 0 か所 7 4 池)		

※ 令和 9 年度以降は、湯川小谷配水池を廃止し、湯川鎌平配水池（容量：328 m³、形状：6.0m×8.4m×7.25m、構造：SUS、HWL：174.9m、LWL：168.4m）及び湯川湯川畑鎌平送水ポンプ場（φ 65×0.25m³/min、11kW 2 台）を供用開始予定であり、このことを含め本業務の履行範囲とする。